

パーク上尾団地自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、パーク上尾団地自主防災会（以下「自主防災会」という）と称する。

(活動拠点・所在地)

第2条 所在地はパーク上尾団地(以下「団地」と称する)集会室に置く。

- (1) 平常時活動の拠点は団地集会室とする
- (2) 災害時は、団地及び近隣地域と協力、集会室前及び富士見小学校を拠点とする

(目的)

第3条 本会は団地における住民全世帯の責任に基づき自主的な防災活動を行うことを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、下記の活動を行う。

- (1) 防災に対する知識の普及・啓発に関すること
- (2) 地震等に対する防災予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 地震等の発生時における情報収集・伝達・出火防止及び初期消火、救出、給食、給水等の応急対策に関すること
- (5) 防災資材等の備蓄に関すること
- (6) 他組織との連携に関すること
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会はパーク上尾団地内の全世帯で構成し、団地管理組合の理事、自治会班長が自主防災活動を務める。

また推薦、自薦により団地居住者にも自主防災活動を委嘱できる。

(役員)

第6条 本会は次の役員を置く

- | | | |
|----------|----|-----------|
| ① 会長 | 2名 | (主会長を置く) |
| ② 副会長 | 2名 | (主副会長を置く) |
| ③ 会長補佐 | 1名 | |
| ④ 自主防災委員 | 6名 | |
| ⑤ 自主防災班長 | 5名 | |

2 本会業務は、管理組合理事及び自治会班長が勤める。また、推薦及び自

薦により、理事、班長以外の団地居住者にも委嘱できる。

3 任期

各役員を選出組織の任期とする。ただし留任は妨げない。

(会議)

第7条 本会には役員会を置く。

(役員会)

第8条 役員会は第六条に定めた者によって構成する

2 役員会は次のことを審議する

- ① 管理組合及び自治会の総会に提出する案件
- ② 上記総会により自主防災会に委任されたこと
- ③ その他、第九条、第十条に定めたことと、役員会が特に必要と定めたこと

(役員構成)

第9条 会長2名は、本会を代表し、管理組合理事長及び上尾市から委嘱されたパーク上尾団地事務区長（以下、事務区長）が共同で努め、会を総括し地震等の発生における緊急活動の指揮を行う。

主会長を置き、主会長は年度ごとに交代する。会長連名での記載が不都合な場合は、主会長が他会長の了解の上に、単独で署名・捺印することができる。そのために発生する会長の責務は共同で負うものとする。

会長2名の意見が合意できないときは、役員会の決議が優先する。

2 副会長2名は管理組合役員代表、及び自治会長が務める。会長が不在の時はその任務を代行する。責務は会長に準じる。

3 会長補佐は管理組合が委託する管理会社（管理員）が勤め会の活動を補佐する。

4 自主防災委員は管理組合の防災委員会より3名、及び自治会の班長会より3名の計6名で構成する。

5 自主防災班長は第11条の任務を務める。

(役員会の責務)

第10条 役員会は、自主防災会の全てに責任を負う。

- (1) 管理組合総会及び自治会総会の終了後、新年度の役員会を会長が招集する。通常役員会は主会長が召集する。
- (2) 役員会は、その年度の防災訓練を指揮する会長（主会長1名）を決め、年間の防災活動計画を作成する。
- (3) 役員会で決定の防災計画に基づく、自主防災組織図は、速やかに所轄の防災機関に会長補佐が届ける。
- (4) 会長は管理組合理事会及び自治会で、その年度の自主防災計画に

ついて、それぞれの理事会及び班長会で報告し周知徹底を図るものとする。

(防災組織)

第11条 自主防災組織は各々に班長を置き次の班で構成する 人員・構成は役員会で決定する。

- ① 通報情報班（会長補佐と共に消防署への通報及び会長の補助を務める）
- ② 初期消化班（初期消火及び被害状況の把握に努め会長に報告する）
- ③ 避難誘導班（住民の避難誘導及び避難後の給食・給水管理などを務める）
- ④ 救護衛生班（けが人の救護及び心身のサポート、仮設トイレの設置など）
- ⑤ 警備班（災害時団地内の自動車事故、窃盗などの防止と混乱時の統制を務める）

(防災活動)

第12条 毎年1回、団地居住者を対象に防災訓練を実施する。

- ① 訓練は主会長指導で務め他の会長はそれを補佐する
 - ② 訓練は管理組合の防災委員会の主導で運営し、自治会の防災担当班長が補佐をする
 - ③ 訓練の時期、訓練の内容などは役員会で定める
- 2 団地建物の防災管理は、消防法に基づき下記項目は管理組合防災委員会が行う。
- ① 非常用通報設備の点検と維持管理
 - ② 消防法に基づく消火器の設置と維持管理
 - ③ ベランダの隔離板（パーテーションボード）及び避難梯子等の維持管理
 - ④ 応急用医薬品の維持管理
 - ⑤ その他
- 3 居住者への防災知識の啓蒙、防災知識の普及は自治会の防災班長会が行う。
- ① 防災行動マニュアルの作成と配布
 - ② 避難場所の指定（団地内の避難場所、上尾市指定の場所の広報）
 - ③ 被災後の行動マニュアルの作成と配布
 - ④ 自主防災に必要な知識教育や啓蒙活動
 - ⑤ その他

4 上尾市との連携

広域での災害が発生した場合は、上尾市（行政）との連絡を事務区長が勤める。

上尾市からの連絡事項は役員会で報告をするとともに、必要に応じて団地居住者に掲示、又は管理組合広報等で知らせる。

5 団地建物及び住民の避難誘導

団地建物の管理及び住民の避難誘導に関わる指揮、統制は管理組合理事長が勤め、事務区長と連携を持ち、管理組合として必要な事後対応に当たる。

（緊急支援活動）

第13条 震度6弱（以上）の地震が上尾市で発生した場合、自主防災会の緊急支援隊が民生委員と共に、事前に届出をされた団地居住者宅に行き安全確認をする。高齢者の独り暮らし、または障害や病弱などで災害時の緊急支援を必要とする者は、事前に自主防災会（管理事務所）まで、指定された書式に従って登録をする。

2 主な活動

- ① 登録を含む居住者の安全確認
- ② 必要に応じて、被災者の救急車の要請や病院への緊急搬送支援
- ③ その他、必要な対応

3 震度の基準（震度6弱以上とは）

- | | |
|------|---|
| 震度0 | 人は揺れを感じない |
| 震度1 | 屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる |
| 震度2 | 屋内にいる人の多くが、揺れを感じる
眠っている人の一部が、目を覚ます |
| 震度3 | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる |
| 震度4 | かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます |
| 震度5弱 | 多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる |
| 震度5強 | 非常な恐怖を感じる。行動に支障を感じる |
| 震度6弱 | 立っていることが困難になる |
| 震度6強 | 立っていることができず、はわないと動くことができない |
| 震度7 | 揺れにほんろうされ、自分の意識で行動できない |

（総務省消防庁HPより）

(緊急支援隊)

第14条

(1) 目的

大型地震により、住民の生命に関わる緊急事態が生じたときは、自主防災会と連携して緊急支援活動をおこなう。

(2) 支援対象者

緊急支援を必要とする団地住民のすべてを対象とする。

(3) 隊の招集

上尾市で震度6弱以上の地震が発生したとき、及び緊急支援を住民から求められたとき隊長（隊長の不在時は隊長代行又は副隊長）が緊急支援隊を召集する。また、必要により総会、研修会等を開催する。

(4) 組織と活動

① 組織

隊長	1名（主会長）
隊長代行	1名（会長）
隊長補佐	1名（管理組合 管理員）
副隊長	管理組合 3名（老番館、式番館、参番館担当各副理事長）
隊員	20～30名程度（団地住民の有志）

② 隊員の任期

隊長、隊長代行、副隊長、の任期は所属する組織の任期に準じる。隊員の任期は2年とし留任を妨げない。

③ 隊員の資格

団地に居住する心身ともに健康な高校生以上で75歳未満の男女

④ 活動内容

震度6弱以上の地震（又は同等の災害時）における対象住民（予め決められた方）の安全確認、および避難のサポート

⑤ 報酬

原則として、報酬は支給しない（ボランティア活動）

⑥ 活動の制限

緊急支援隊員が自身の災害（二次的災害）の危険を認めるとき、及び隊長（隊長の不在時は隊長代行又は副隊長）の指示があるときは、その活動を中止する。

⑦ 緊急支援隊の活動費

第15条に基づき、管理組合及び自治会から支出する。

(活動費)

第15条 目的を達成するために必要な費用（備品、消耗品を含む）は、管理組合及び自治会会計の下で、総会又は理事会及び班長会の承認を経て支出する。

寄付金、助成金等の受け入れは自治会が行い、その使途（収支決算）は管理組合（理事会）、自治会（班長会）が各総会で報告しなければならない。

(個人情報)

第16条 自主防災会に携わる者は、任期中及び任期終了後も知り得た個人情報は秘匿するとともに、個人情報保護法を遵守しなければならない。

(活動の有効性)

第17条 当該組織は管理組合総会及び自治会総会で承認後、有効になるものとし、総会の過半数の賛成があるとき廃止できる。

附 則

(規約の発効)

第1条 本規約は、旧規約を廃棄し平成29年5月29日から効力を生じる。

(改正経過)

第2条 旧規約は、平成25年5月27日発効。

(規約の改正)

第3条 本規約の変更又は廃止は、団地総会および自治会総会の決議を経なければならない。